

磯村哲先生退職記念号の刊行に寄せて

磯村哲先生が本学法学部教授に就任されたのは、昭和五十三年四月、つまり京都大学ご退官直後のことです。當時は、先生の定年を待ち焦がれるかの様に、かなりの大学が先生の獲得を目論んでおりました。そんな引く手あまたのところ、枉げて民法特殊講義等担当の教授として先生をお迎えできたことは、本学ないし法学部にとり大変な光栄であり喜びこのうえない人事として、快哉を叫ばずにはおれませんでした。泰斗にふさわしく毅然とした言動、瘦軀ながら慈愛漂う温顔、そして、不肖にとっては親しく恩沢にあづかった恩師と職場を共にして日々を過すことができることになり、なんたる果報者かとただただ感動と恐悦の連続でありました。もともと当初、学生諸君の方には、謹厳そのものの先生に気後れして、あまり近寄らないのではないかと気を揉みました。しかし、真底先生に傾注し、その薫陶に浴し思慕する者がいまもって少なくありません。私の懸念は全くの杞憂に過ぎなかった訳で、先生の識見とお人柄に今更ながら感服しています。

昭和六十年のはじめの頃（？）かと記憶します。先生のお声がそれまでとは異常に、段々と囁れて聞こえる様になりました。そこで、その年の夏、手術をされたのですが、その結果は声帯切除となり、先生から肉声を奪ってしまったのです。

お見舞いに伺いましたところ、病床でノートを藉りて筆談されるお姿を拝し、余りの痛ましさにご無念の程が伝わってきて、とても正視することはできませんでした。しかし、退院されてから声を取り戻すことへの人並み外れた努力は、お見事の一語に尽きるのではないでしょう。着実に専心これ学問と取り組まれている、ひたむきさそのままに、いろいろと器具を選ばれて発声練習を重ねられたのです。改めて生命の尊さを教えられるとともに、先生の全身から後光がさしている様で自然と頭が下がりました。この間におけるご家族のご苦勞も、さぞ大変であったろうと拝察いたしますが、そのご理解とご協力により、現在では、日常生活はもとより学生の指導などにも支障のないまでに回復されました。嬉しい限りです。

昭和六十一年十二月、日本学士院は、先生を第一部の会員に選出いたしました。この榮譽は、学界における最高の金字塔であることは周知のところであり、先生の長年に亘る研究の成果、すなわち「ドイツ殊にエールリッヒなどの法社会学の立場から民法解釈を研究し、不当利得、錯誤論で独自の理論」を展開された業績、加えて先生が「理論的法社会学者として学界の指導的立場」におられることなどを評価したものであることはいうまでもありません。でも私は、なお、希有といっているいい疾病による失意からの脱出に、日本学士院もこれに華を添えて祝福したものと、勝手に解釈させていただき人に倍する心からの讃辭を呈し拍手を送らずにはおれません。月に一回開催される学士院の会合には、欠かさずお元気で出席されていると伝聞し慶賀にたえません。

先生の学部学生並びに大学院生に対する講義や演習、それに研究指導についての情熱や気力は衰を知らず、むしろ円熟味は真骨頂そのものでありますが、本学定年規定により昭和六十三年三月専任教授退職という仕儀になりま

した。

法学部教授会は、先生の本学在職中における教育上、学術上に賜った顕著な功績を称えて、名誉教授に推薦することを全会一致で決議しました。それを受けて、大学は四月一日、先生に本学名誉教授の称号を贈呈いたしました。私は磯村先生が本学に寄せられた恩恵の重みおよび不肖に賜った学恩の深さにご庇護の厚さに対し、茲に改めて衷心より感謝の意を表明する次第です。ただ、先生のご恩顧に報いるには、余りにも荷重に過ぎ神妙にならざるを得ません。もっとも、法学部は先生の学問に対する真摯な姿勢を姿勢として、精進し研鑽を続けるものと確信いたします。何卒、今後ともよろしくご指導の程伏してお願い申し上げます。

叙上、退職記念号刊行に当たり、一文をとの編集者の求めに応じ些か先生の在職中を振り返り、所懐の一端をご披露少々謝辞を申し述べました。甚だの蕪辞加えて私事におよんだ不躰の点は、ご寛容願います。終わりに先生のご自愛とますますのご壮健をお祈りして擱筆いたします。

神戸学院大学学長

倉田彰士